

(配布先)
支店長・副支店長
施工担当部署長・建設所長
副部長・副所長・統括工事長
安全長・安全主任
工事長・工事主任
関西支店取引業者災害防止協議会

事務連絡(安-2023-32)
令和5年9月26日

関西支店 安全環境部長

河川工事等における災害防止について（指示）

先月、当社河川工事作業所（一人現場）において、作業員が局地的大雨（ゲリラ豪雨）による急な河川の増水により流される災害が発生し、その後下流で発見され死亡が確認されました。災害発生までの時系列は次の通りです。

- 12：50 雷鳴を聞き、気象情報（14～15時に雨量2～3mmを予測）を確認
- 12：55 降雨の予報があるので、河川内のバックホウの引上げを指示
- 13：00 作業員が午後の作業を開始（3名で河川内のバックホウの引上げ準備）
- 13：18 雨が降り出したので、作業所長が現地の確認に向かう
- 13：22 作業所長が現地（河川内）に到着
- 13：25 上流の仮締切り（高さ900mm）での越流を確認したため避難を開始したが作業員1名が流された

当該作業所では、気象情報に基づく警報アプリを採用していましたが、直近かつ至近でのゲリラ豪雨であったため有効に機能しませんでした。

つきましては、同種災害の再発防止のため、下記事項を作業所関係者に周知徹底させるよう指示します。

なお、対策の立案に当たっては、下記1～3の対策を基本とし、施工環境に応じて各作業所の技術部門のフォロー責任者に相談し、実効性のある対策を講じてください。

記

1. 避難計画は、河川・下水等の流域での降雨予測及び上流の水位に基づき作成するとともに、水位計で水位を常時監視し、警報装置を備え、計画に基づく避難を実施する。
2. 増水時に安全に退避できる設備を設置するとともに、避難訓練を実施する。
3. 増水が予想される河川内作業においては、ライフジャケットを着用し、流されないための命綱や防網等を使用する。

※この事務連絡は、示達本(安環安)23-11(令和5年9月15日)安全環境本部発行に基づき作成しました。

以 上